土木工事技術検査基準

（目的）
第１　この基準は、建設工事検査要領第７第４項の規定に基づき、土木工事技術検査基準を定め、検査員が実施する検査（以下「検査」という。）の厳正かつ公平な実施を図ることを目的とする。

（検査の内容）
第２　検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判定を行うものとする。

（工事の実施状況の検査）
第３　工事の実施状況の検査は、契約図書等の履行状況、工事施工状況、工程管理、安全管理、施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録（写真、ビデオによる記録を含む。以下「各種の記録」という。）と、契約図書を対比し、別表第１に掲げる事項に留意して行うものとする。

（出来形の検査）
第４　出来形の検査は、位置、出来形寸法、出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第２に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、検査職員は建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第 32 条第２項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

（品質の検査）
第５　品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比して、別表第３に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査職員は契約書第 32 条第２項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

（出来ばえの検査）
第６出来ばえの検査は、仕上げ面、通り、すりつけ等の程度及び全般的な外観について目視及び観察により行うものとする。

（中間技術検査）
第７条　中間技術検査は、当初契約金額２千万円以上かつ工期が３箇月以上の工事のうち、工事の進捗が概ね２割から８割程度の範囲内の施工途中において、事後確認が困難なことなどから、技術・危機管理課長又は所長が必要と認めた工事を対象として実施するものとする。ただし、単純工事（維持、除草、除雪、区画線、植樹管理等）は実施しないものとする。
２　中間技術検査の対象とする工事は、次の各号に掲げるものとする。
（１）　完成検査においてはその大部分が不可視となる工事
　　例：橋梁下部工、基礎杭工、トンネル工、井堰下部工、コンクリートダム工（砂防えん堤工を除く。）
（２）　その他、検査を必要とする工事
３　中間技術検査の実施は、完成、既済（完済を含む。）部分の検査時期、及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等で行うことを原則とする。検査の実施時期は、出来形に係る監督職員の確認終了後、所長から技術・危機管理課長に中間技術検査請求書（検第３号様式）の提出があったときとする。
４　実施回数は、原則 1 回実施するものとし、その工事の重要度に応じて実施頻度を増減できるものとする。なお、既済部分検査を兼ねることができるものとする。
５　中間技術検査で確認した出来形部分については、完成検査、既済（完済を含む。）部分検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や、受注者の管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合はこの限りではない。
６　技術・危機管理課長又は所長は、中間技術検査の実施が確定したとき、受注者

に対して中間技術検査を実施する旨及び検査職員、検査日等必要な事項を事前に通知するものとする。

（その他）
第８　この技術基準に定めるものを除くほか、必要な事項は、別に定める。

附則
この基準は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）　工事の実施状況の検査留意事項

項　　目	関　係　書　類	内　　容
契約図書等の履行状況	契約書、仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発注品の処理状況その他契約書等の履行状況（他に掲げるものを除く。）
工事施工状況	施工計画書、工事打合簿 その他関係書類	施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
工程管理	実施工程表、工事打合簿	工程管理状況及び進捗内容
安全管理	契約図書及び工事打合簿	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
施工体制	施工計画書、施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況

別表第２（第４条関係）　出来形寸法検査基準

工種				検査内容	検査頻度
共通	一般施工	共通的工種	矢板工	基準高、変位、根入長及び延長	250枚につき１箇所以上（ただし、施工延長 250枚以下の場合は２箇所以上）
			法枠工 吹付工 植生工	厚さ、法長、間隔、幅及び延長	200ｍにつき１箇所以上（ただし、施工延長 200ｍ以下の場合は２箇所以上）
		基礎工		基準高、根入長及び偏心	１基又は１目地間当たり１箇所以上
		石及びﾌﾞﾛｯｸ積(張)工		基準高、幅、厚さ、法長及び延長	100ｍにつき１箇所以上（ただし、施工延長 100ｍ以下の場合は２箇所以上）
		一般舗装工	路盤工	基準高、幅及び厚さ	200ｍにつき１箇所以上（ただし、施工延長 200ｍ以下の場合は２箇所以上） 厚さは、１㎞につき１箇所以上（ただし、１㎞以下は２箇所以上）
				基準高・厚さあるいは標高較差（３次元モデルの場合）	１工事につき1断面 （３次元モデルによる場合）
			舗装工	基準高、幅、厚さ、横断勾配及び平坦性	基準高、幅は、200ｍにつき１箇所以上（ただし、施工延長 200ｍ以下の場合は２箇所以上） 厚さは、施工面積 10,000㎡につき１箇所以上をコアーにより検査（ただし、施工面積 10,000㎡以下の場合は２箇所以上）
				基準高・厚さあるいは標高較差（３次元モデルの場合）	１工事につき1断面 （３次元モデルによる場合）
		地盤改良工		基準高、幅、厚さ及び延長	200ｍにつき１箇所以上（ただし、施工延長 200ｍ以下の場合は２箇所以上）
		土工		基準高、幅及び法長	200ｍにつき１箇所以上（ただし、施工延長 200ｍ以下の場合は２箇所以上）
				天端面・法面の設計との標高較差、または水平較差（３次元モデルの場合）	１工事につき1断面 （３次元モデルによる場合）

工　　種		検　査　内　容	検　査　頻　度
河川	築堤護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長及び延長	200ｍにつき１箇所以上（ただし、施工延長 200ｍ以下の場合は２箇所以上）
	渡　渠（川）	基準高、幅、厚さ及び延長	
	樋門・樋管	基準高、幅、厚さ、高さ、法長及び延長	樋門、樋管及び水門は、本体部及び呑口部につき構造図の寸法表示箇所の任意部分 函渠は同種構造物ごと２箇所以上
	水　門		
砂防	砂防ダム	基準高、幅、厚さ及び延長	構造図の寸法表示箇所の任意箇所（３箇所以上）
	流　路	基準高、幅、厚さ、高さ及び延長	200ｍにつき１箇所以上（ただし、施工延長 200ｍ以下の場合は２箇所以上）
	斜面対策	基準高、幅、厚さ、高さ及び延長	100ｍにつき１箇所以上（ただし、施工延長 100ｍ以下の場合は２箇所以上）
ダム	コンクリートダム	基準高、幅、ジョイント間隔及び堤長	５ジョイントにつき１箇所以上
	フィルダム	基準高及び外側境界線	５測点につき１箇所以上
道路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ及び延長	100ｍにつき１箇所以上（ただし、施工延長 100ｍ以下の場合は２箇所以上）
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、支間（スパン）長及び変位	スパン長はスパンごと その他は同種構造物ごとに１基以上につき構造図の寸法表示箇所の任意部分
	鋼橋上部	部材寸法、基準高、支間長、中心間距離及びキャンバー	部材寸法は、主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は５径間未満は２箇所以上、５径間以上は２径間につき１箇所以上
	コンクリート橋上部	部材寸法、基準高、支間長、中心間距離及びキャンバー	部材寸法は、主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は、５径間未満は２箇所以上、５径間以上は２径間につき１箇所以上
	トンネル	基準高、幅、高さ、厚さ、深さ、間隔及び延長	両坑口を含めて、100ｍにつき１箇所以上（ただし、施工延長 200ｍ以下の場合は、両坑口を含めて３箇所以上）

工　　種	検　査　内　容	検　査　頻　度
その他の構造物	工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する。

備考（１）　検査は実地において行うことを原則とするが、特別の事由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、品質証明書、３次元モデル等により、検査する事ができる。

（２）　施工延長とは、施工延べ延長をいう。

別表第３（第５条関係）　品質検査基準

工　　種			検　査　内　容	検　査　頻　度
共通	材　料		(1) 品質及び形状は、設計図書と対比して適切か	(1) 観察又は品質証明により検査する。 (2) 場合により実測する。
	基　礎　工		(1) 支持力は、設計図書と対比して適切か (2) 基礎の位置及び上部との接合部は適切か	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。
	土　　工		(1) 土質及び岩質は、設計図書と一致しているか (2) 支持力又は密度は、設計図書と対比して適切か	
	無筋、鉄筋コンクリート		コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量、アルカリ骨材反応対策、水セメント比等は、設計図書と対比して適切か	
	構造物の機能		構造物又は付属設備等の性能は、設計図書と対比して適切か	(1) 主に実際に操作し検査する。
道路	舗装	路盤工	(1) 路盤材料の合成粒度は、設計図書と対比して適切か (2) 支持力又は締固め密度は、設計図書と対比して適切か	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。
		ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	ｱｽﾌｧﾙﾄ使用量、骨材粒度、密度及び舗装温度は、設計図書と対比して適切か	(1) 主に既に採取されたコアー、現地の観察及び施工管理資料により検査する。 (2) 場合により実測する。